

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、実家で加入していた国民年金を引き継ぎ、60 歳になるまで継続して保険料を納めてきた。結婚後は、夫及びその両親と一緒に保険料を納付してきたが、申立期間について家族のうち私だけ未納とされている。調査をして納付記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫及びその両親と一緒に保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の夫及びその両親については、申立期間の保険料が納付済みとなっている上、夫婦の国民年金手帳により、夫婦が同日に保険料を納付している期間が確認できることから、申立期間について申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、申立期間とその前後の期間における申立人の経済状況等に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年3月まで
② 昭和46年4月から47年3月まで

昭和45年ごろ、父親が国民年金の加入手続をしてくれたと聞いている。保険料は父親が村の集落で納付してくれていた。その父親も他界しているため他に分かることはないが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和47年4月8日に払い出されていることから、申立人の父親はこのころ申立人に係る国民年金の加入手続を行ったと考えられ、この時点において、申立期間②の保険料を納付することは可能であった上、申立期間②の直前の45年4月から46年3月までの期間の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間②についても納付していたものと考えられる。

また、申立人の納付記録は、申立期間②より後の昭和47年4月から第3号被保険者となるまでの期間については任意加入被保険者期間も含め国民年金保険料が納付済みとなっている。

一方、申立期間①については、国民年金に加入したと考えられる昭和47年4月の時点で、申立期間の一部が既に時効により納付できない期間であることに加え、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和22年5月15日に、A社D支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年5月は600円、26年2月から同年6月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月15日から同年6月1日まで
② 昭和26年2月1日から同年7月1日まで

昭和19年から52年までA社に勤務した。この間退職したことは無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C社が保管している人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年5月15日に同社E支店から同社B支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和22年6月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、C社が保管している人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、申立人と同様にA社D支店からC社本店に引継採用された同僚と同日の昭和26年7月1日と認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和26年1月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成13年3月から同年7月までは53万円、同年8月から15年5月までは62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から15年6月30日まで

ねんきん定期便が届いたので記録を確認したところ、以前勤務していたA社における標準報酬月額が9万8,000円になっていることを知った。当時の給与明細書を所持しており、保険料も多く控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する平成13年3月から同年7月までは53万円、同年8月から15年5月までは62万円と記録されていたところ、同年3月10日付けで、13年3月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の申立人以外の被保険者3人について、申立人と同様に、平成15年3月10日付けで、13年3月1日又は同年8月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の給与明細書を見ると、申立人の申立期間における給与支給額は、訂正後の標準報酬月額とは異なる金額であることが確認できる。

また、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立人は当該事業所の代表取締役であったが、「申立人は営業職であり、代表取締役としての実質的な権限は無く、一般の従業員と同じであった。」との証言がある。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 15 年 3 月 10 日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について 13 年 3 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な処理があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 13 年 3 月から同年 7 月までは 53 万円、同年 8 月から 15 年 5 月までは 62 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年6月25日から同年8月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年6月25日）及び資格取得日（昭和23年8月14日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月25日から同年8月14日まで
② 昭和25年5月25日から27年6月1日まで

私はA社に昭和23年5月1日から27年5月31日までの期間、昼夜2交代24時間体制で勤務していた。勤務していた期間よりも厚生年金保険の加入期間が短くなっている。納得できないので記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和23年5月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年6月25日に同資格を喪失後、同年8月14日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同時期に勤務していた同僚及び事業主は、申立人について、途中で退職することなく、約4年間継続して勤務し、業務内容にも変更はなかった旨を証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時勤務していた従業員30名中、申立人と同様に記録が欠落しているのは1名であり、他のすべての従業員の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年6月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年6月及び同年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、A社に勤務していた複数の同僚は、申立人の退職日については記憶しておらず、申立期間②に係るすべての期間について勤務していたことを確認することができない。

また、申立人のA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日は一致している上、申立人とほぼ同時期に勤務していた同僚は、「申立人と同僚B氏は勤務期間が同じであった。」と証言しており、この同僚B氏の資格喪失日も昭和25年5月25日となっており、申立人と一致していることが確認できる。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成9年8月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月26日から同年9月1日まで

私は、平成9年3月6日に、A社に入社してから、17年5月に退職するまでの間、同社に継続勤務してきた。同社における継続勤務を証明する退職証明書を提出する。申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された退職証明書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが認められるとともに、B社から提出された電算データにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された平成9年9月（翌月控除）の電算データにおける厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

奈良国民年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、納付事実が確認できないとの回答をもらった。21 歳のころに A 区役所で 20 歳の誕生日までさかのぼって納付した記憶がある。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正し、当時の資料を見せてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 40 年 6 月に払い出されていること、及び国民年金被保険者名簿より同年 6 月 29 日に 38 年 4 月から 41 年 3 月までの保険料を一括納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続及び保険料の納付時期が 40 年 6 月と推認され、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年3月まで

申立期間当時、大学生であった私の国民年金の加入手続、保険料納付は亡くなった父が行ってくれていたと聞いていたが、申立期間について国民年金に未加入となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る改製原戸籍の附票から、申立人が大学生の時は、就学のため下宿していたA市における住民登録が確認でき、同市では、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、納付書により金融機関の窓口から納付する方法や口座振替により納付する方法は開始されていなかったとすることから、B県にある実家に住んでいた父親が申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行ってくれていたとする父親は既に亡くなっているため、国民年金の加入手続及び保険料納付について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から 58 年 11 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から 58 年 11 月まで

私は、昭和 58 年 12 月 8 日に、A 市役所へ行き、さかのぼって国民年金保険料を払いたいと申し出たところ、「56 年 10 月及び同年 11 月の保険料は払えるが、同年 12 月以降の保険料は台帳がないので払うことはできない。」と言われたが、午後 5 時過ぎまで話し合いをした結果、男性の職員が「免除という形を取りましょう。」と言ってくれたことを、はっきりと記憶している。

しかし、年金記録では、申立期間が免除ではなく未納とされており、いい加減な処理をされたのが許せない。必ず調べて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 12 月 8 日に A 市役所で納付の相談をした際に、男性の職員が「免除という形を取りましょう。」と言ったと主張しているが、この時点において、申立期間の大部分については、制度上、申請免除をすることができない期間である。

また、申立人は昭和 56 年 11 月*日に婚姻の届出をし、申立期間において申立人の夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立人は同年 12 月 12 日に国民年金被保険者資格を喪失しており、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、さかのぼって保険料を納付することはできない上、免除の申請の対象期間ともならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 49 年 8 月まで

私は、A 市に転居をした昭和 51 年 4 月ごろに A 市役所において、窓口の職員から国民年金の保険料納付について、最初に勤めた事業所を辞めてから未納期間があるが、さかのぼって納付すれば当該期間の未納を解消することができる」と聞き、納付したことを記憶している。しかし、年金記録では 1 年余りの空白期間があるので、領収書等はないが確認していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市に転居をした昭和 51 年 4 月ごろに市役所職員から未納であった期間の保険料をさかのぼってすべて納付することができる旨の話を聞き、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 3 月 5 日に払い出されており、この時点で申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「51.12.14 49.9 月～51.3 1 年 7 月間 ¥20,100」の記載が確認できることから、申立人が一括して納付したとする保険料は、納付日（昭和 51 年 12 月 14 日）においてさかのぼって納付が可能であった 49 年 9 月から 51 年 3 月までの 1 年 7 か月間の保険料 2 万 100 円であったと考えられる。

さらに、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての申立人の記憶はあいまいであり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月ごろから32年4月2日まで
② 昭和35年2月ごろから36年3月16日まで

前の会社を退職後、あまり間を空けずに就職したにもかかわらず、A社における厚生年金保険の被保険者期間が、実際の勤務期間よりも短く記録されている。また、B社における被保険者期間も同様に短く記録されているので併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和29年9月ごろA社に入社し、C作業を担当していたと主張しているところ、申立人と同様にC作業を担当し、自身は30年10月に入社したとする同僚は、「申立人は先輩であり、私が入社した時には既に勤務していた。」と述べていることから、入社時期は定かでないものの、申立人は、同年10月よりも前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、別の同僚は、「当時、C作業の担当者の給与は1枚あたり幾らという出来高制であった。雇用契約ではなく請負契約であり、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と述べている。

また、当該同僚は、「当時会社には60人ほどの従業員が働いていたが、C作業の担当者は40人ほどで、残りの約20人が厚生年金保険に加入していたと思う。」と述べていることから、被保険者数を調査したところ、証言と近い人数の従業員が厚生年金保険に加入していたことが確認できた。

さらに、昭和32年の春から夏にかけて、約30人の従業員が厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、申立人の後輩にあたる前記の同僚の資格取得日も32年4月5日となっていることから、当時のA社では、

C作業を担当する従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いは行っておらず、申立人が資格を取得した32年春ごろに取扱いが変更になったものと考えられる。

加えて、A社は事業所の名称変更の後、平成14年に解散しており、同社の元代表者と連絡が取れなかったことから、事業所の人事記録を確認することができなかった。

申立期間②について、申立人は昭和35年2月ごろB社に入社したと主張しているが、複数の同僚に照会しても申立人を記憶している者がおらず、申立人の入社時期及び在籍期間について具体的な証言が得られなかった。

また、同僚の一人は、「私は、入社後間もなく、顧問税理士から厚生年金保険に加入するか否かを打診され、加入することにした。厚生年金保険の加入は個人の意思に任されていたようだ。主婦は、家事の都合に合わせて出勤したり、扶養控除の範囲内で働いていたりしていたので、厚生年金保険に加入していない従業員が多かったと思う。」と述べている。このことから、当時、B社では、必ずしも従業員全員が入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、B社の事業主に照会したが、申立期間当時の資料は処分しており、申立人の入社日及び保険料控除について確認をすることができないとの回答であった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月15日から29年10月15日まで
昭和26年10月15日から29年10月15日までA社に継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録を確認すると、26年10月15日から27年10月15日までの1年間しか記録がなく納得できない。

昭和29年ごろにはA社を閉鎖するため、会計部の同僚と会社の整理業務を行っていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を閉鎖するための整理業務を行っていた等、同社の状況を詳しく記憶しているものの、申立人が記憶する同僚は連絡先が不明又は死亡しているため、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

さらに、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日の欄に昭和27年10月15日、備考欄には健康保険証を返納したことを意味する「証返済」と記されており、当該名簿に不自然さはない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 48 年 9 月 26 日まで

A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者期間のうち、昭和 34 年 1 月から 48 年 8 月までの期間の標準報酬月額に残業手当が加算されていない。当時の状況を考えると記録されている標準報酬月額で生活することは困難である。

申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額は、A 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る資格取得時及び資格喪失時の標準報酬月額と一致している。

また、上記名簿によると、申立期間当時、申立人と同期入社した複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点はみられない。

さらに、申立期間のうち、昭和 39 年 10 月から 40 年 4 月までの期間及び 43 年 8 月から 44 年 10 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険標準報酬月額等級表の上限の標準報酬月額（20 級 3 万 6,000 円及び 23 級 6 万円）であることが確認できる。

加えて、複数の同僚が、「当時の社会情勢や社内の規定を考えると、自身

の標準報酬月額が妥当である。」旨の証言をしている上、当該同僚のうちの一人は、「昭和 40 年 4 月の A 社における基準内賃金（本給）は 2 万 5,525 円と記憶している。残業時間は A 社の労働組合で決められていた上限近くまで行い、残業手当は 1 万円弱であったと思う。」と証言している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで
A社に昭和 31 年 9 月 1 日から 42 年 1 月 28 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しているため、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 31 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、再度 38 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、昭和 29 年 4 月から 40 年 1 月まで当該事業所に勤務していた同僚は、「昭和 29 年 4 月当時は厚生年金保険料が給与から控除されていたが、申立人が入社した 31 年ごろから控除がなくなり、数年後に再び控除されるようになった。」と証言している。

さらに、申立期間のうち昭和 31 年 9 月及び同年 10 月については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったが、複数の同僚が当該事業所には試用期間が 3 か月あったと証言していることから、申立人についても試用期間として厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 25 日から 41 年 8 月 23 日まで
A 社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査して記録を訂正してほしい。私は経理、社会保険事務の担当で、厚生年金保険及び雇用保険の手続を自ら行っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたとする A 社の所在地及び事業主について具体的な記憶を有しているものの、同社は昭和 49 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会しても申立てに係る状況を確認できない。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態や事業所における厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、同社において経理及び社会保険関係の業務を行い、厚生年金保険及び雇用保険の手続について自らが行っていたとしているが、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番は無く、申立人の被保険者原票は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月 27 日から 42 年 1 月 31 日まで
A社に昭和 35 年 4 月から同社が倒産するまで勤務していたのに、37 年 7 月 27 日以降の厚生年金保険被保険者記録がないのは納得できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険被保険者記録及び同僚の証言から、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 41 年 12 月*日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、同社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が昭和 37 年 7 月 27 日に資格を喪失し、健康保険被保険者証を同年 10 月 3 日に返納していることが確認できる。

また、同社は既に廃業しており、また、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することはできなかつた上、同僚の調査においても申立期間について厚生年金保険料を控除されていたとする証言は得られなかつた。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間について、A社にB職として勤務しており、この期間について、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できない。記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとするB職の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時、この同僚については、A社における厚生年金保険の加入記録はなく、また、「当時、B職は厚生年金保険に加入していなかった。」旨を証言している上、申立人と一緒に勤務していた他の複数のB職の同僚についても、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社によると、「申立期間当時、B職の年金は国民年金としていた。」と回答している。

さらに、A社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人は、昭和 63 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月から29年12月まで

結婚する前の夫の年金記録については、詳しくは分からないが、夫から、大学を卒業してすぐの昭和27年3月からA県のB社本社（現在は、B社）に勤め、同社を退社した後は、C県で29年12月までD社に勤め、その後、A県へ戻り、私と結婚したと聞いている。夫の生前に同社の友人が来宅したことがあり、同社には勤めていたと考えられるので、調べてほしい。

また、仏壇を整理していたらE社に昭和27年10月から29年12月まで勤務していたと記載している夫の履歴書が出てきた。同社の勤務については聞いていないが、履歴書に載っているので同社における厚生年金保険の記録も調べてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社本社及びD社については、オンライン記録により、申立期間について、適用事業所であったことは確認できるものの、両社では、申立人の在籍は確認できないとしている上、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらない。

また、B社本社及びD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に確認したが、全員が申立人のことを覚えていないとしている上、申立人は既に死亡しており、当時の上司、同僚の氏名及び仕事内容等が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の履歴書には、B社本社及びC社において勤務した旨の記載がないため、申立人がそれらの事業所に勤務していたことを推認できない。

なお、B社本社のほか、B社F支店も申立期間において適用事業所であったことが確認できるため、同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間における申立人の被保険者記録は見当たらず、また、同名簿により申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に確認したが、全員が申立人のことを覚えていないとしている。

E社については、オンライン記録により、厚生年金保険の適用事業所としての記録が見当たらない上、申立人が既に死亡しており、同社の所在地及び当時の仕事内容や雇用形態等が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年から 62 年まで
② 昭和 62 年から 63 年まで

私は、昭和 59 年から 62 年までの 3 年間について、A 社にパート社員として勤務し、また、62 年から 63 年までの 1 年間について、B 社にパート社員として勤務したが、いずれも厚生年金保険の記録がない。記録がないのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の事務担当者の証言から、申立人が同社においてパート社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同社では、「当時、パートタイマーは、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しており、申立人が記憶しているパート社員であった同僚も、同社において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間は国民年金に加入していたと証言している。

また、申立人は、昭和 51 年 10 月 1 日から国民年金に任意加入し、申立期間①のうち 61 年 3 月までの期間は国民年金保険料を納付し、同年 4 月以降の期間は国民年金の第 3 号被保険者となっている上、健康保険については、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①について夫の被扶養配偶者となっていることが確認できる。

申立期間②について、申立人の同僚の証言から、申立人が B 社においてパート社員として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「パート社員については、厚生年金保険に加入しておらず、保険料についても給料から控除されていなかったと思う。」と証言しており、申立人が記憶しているパート社員であった複数の同

僚も同社において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間②において国民年金の第3号被保険者となっている上、健康保険については、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間について夫の被扶養配偶者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろから 37 年ごろまで
② 昭和 46 年 8 月 2 日から 50 年 1 月 20 日まで

申立期間①について、私は、高校卒業後、2つの専門学校へ各々2年間通学後、昭和35年ごろにA社B支店に就職した。主な仕事内容は、商品の使用方法の指導であった。35年ごろから勤務したにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が37年5月1日からとなっていることに納得できないので調査をしていただきたい。

申立期間②について、私は、昭和43年3月にC社の長男と結婚後、今日まで家業を手伝っているが、途中の記録が空白となっていることに納得できない。調査をしていただき、私の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間①における被保険者記録が確認できる同僚12人に申立人の勤務状況等について確認したところ、申立人の氏名を記憶している者は複数人みられたが、申立人が申立期間①において同事業所に勤務していたことを証言する者はいなかった。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、合併により消滅していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和37年1月20日に母親と連番で払い出されており、36年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は嫁ぎ先のC社において勤務していたことを主張しているが、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人が申立期間②において被扶養配偶者として記載されていることが確認できる。

また、同僚によると、「申立人は、長男出産後しばらくしてから長男が小学校へ入学するところまでの期間は疾病のため長期療養していた。」と証言しており、当該療養期間は申立期間②とおおむね同期間である上、申立人のC社における再取得後の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、傷病手当金の支給記録があり、当該記録により確認できる内容と当該同僚の証言が一致することから、申立人が療養のため、同社に勤務していなかった期間がある旨の当該同僚の証言には信憑^{びよう}性が認められる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。